

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外1-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月14日

【会社名】 バークレイズ・ピーエルシー  
(Barclays PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役  
(Group Finance Director)  
トゥーシャー・モーザリア  
(Tushar Morzaria)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号  
パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋  
弁護士 湯 浅 拓 也

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号  
パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 バークレイズ・ピーエルシー第1回期限前償還条項付  
円貨社債(2018) 1,305億円  
バークレイズ・ピーエルシー第2回期限前償還条項付  
円貨社債(2018) 171億円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年8月31日
効力発生日	2018年9月8日

有効期限	2020年9月7日
発行登録番号	30-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし			該当事項なし	
実績合計額		該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部【証券情報】

<パークレイズ・ピーエルシー第1回期限前償還条項付円貨社債およびパークレイズ・ピーエルシー第2回期限前償還条項付円貨社債に関する情報>

以下には、パークレイズ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するパークレイズ・ピーエルシー第1回期限前償還条項付円貨社債（以下「第1回期限前償還条項付円貨社債」という。）およびパークレイズ・ピーエルシー第2回期限前償還条項付円貨社債（以下「第2回期限前償還条項付円貨社債」という。）について記載されている。「本社債」とは第1回期限前償還条項付円貨社債および第2回期限前償還条項付円貨社債の総称または文脈によりそのいずれかをいう。それぞれの社債ごとに条件が異なる場合、またはそれぞれの社債ごとに記載した方が理解しやすいと思われる場合には、<第1回期限前償還条項付円貨社債>および<第2回期限前償還条項付円貨社債>の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。それぞれの社債の条件について差異がない場合は、それぞれの種類の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめて記載している。

「本社債権者」とは、本社債の保有者を指す。

### 第1【募集要項】

#### 1 【社債(短期社債を除く。)の募集】

<第1回期限前償還条項付円貨社債>

銘 柄	パークレイズ・ピーエルシー第1回期限前償還条項付円貨社債(2018) (注1)(注2)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	1,305億円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	1,305億円
発行価格	各社債の金額の100%
利 率(%)	2018年9月26日(同日を含む。)から2023年9月25日(同日を含む。)までの期間:年1.232% 2023年9月26日(同日を含む。)から2024年9月25日(同日を含む。)までの期間:ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法-(2)( )」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフアード・レートに年率1.05%を加算した利率 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年3月25日および9月25日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
任意償還日	2023年9月25日 (以下「固定・変動利率移行および任意額面償還日」という。) 下記「償還の方法」を参照のこと。
償還期限	2024年9月25日

募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2018年9月14日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店
払込期日	2018年9月25日（以下「発行日」という。）
振替機関	株式会社証券保管振替機構 （以下「保振機構」という。）（注3） 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
公告の方法	<p>本社債権者への通知はすべて、日本国の官報（可能である場合）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙（日本経済新聞を予定）に公告された場合に有効となる。かかる通知は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、上記の公告が行われた最初の日に行われたものとみなされる。</p> <p>各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべきかかる公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって下記「財務代理人とその職務」に記載の財務代理人がこれを行う。</p>

- 中略 -

< 第2回期限前償還条項付円貨社債 >

銘柄	バークレイズ・ピーエルシー第2回期限前償還条項付円貨社債(2018) （注1）（注2）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	171億円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	171億円
発行価格	各社債の金額の100%
利率（%）	<p>2018年9月26日（同日を含む。）から2027年9月25日（同日を含む。）までの期間：年1.635%</p> <p>2027年9月26日（同日を含む。）から2028年9月25日（同日を含む。）までの期間：ロイターLIBOR01頁（下記「利息支払の方法 - (2)（）」に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオファード・レートに年率1.30%を加算した利率</p> <p>下記「利息支払の方法」を参照のこと。</p>
利払日	<p>毎年3月25日および9月25日</p> <p>下記「利息支払の方法」を参照のこと。</p>

任意償還日	2027年9月25日 (以下「固定・変動利率移行および任意額面償還日」という。) 下記「償還の方法」を参照のこと。
償還期限	2028年9月25日
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2018年9月14日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店
払込期日	2018年9月25日(以下「発行日」という。)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 (以下「保振機構」という。)(注3) 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
公告の方法	<p>本社債権者への通知はすべて、日本国の官報(可能である場合)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙(日本経済新聞を予定)に公告された場合に有効となる。かかる通知は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、上記の公告が行われた最初の日に行われたものとみなされる。</p> <p>各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべきかかる公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって下記「財務代理人とその職務」に記載の財務代理人が行う。</p>

- 中略 -

引受人

< 第1回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額	元引受けの条件
会社名	住所		

パークレイズ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都港区六本木六丁目10番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引き受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2018年9月14日に調印された元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.30%に相当する金額である。
合 計		1,305億円	

< 第2回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額	元引受けの条件
会社名	住 所		
パークレイズ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都港区六本木六丁目10番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引き受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2018年9月14日に調印された元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.375%に相当する金額である。
合 計		171億円	

財務代理人とその職務

- 中略 -

(1) 委託の条件

財務代理人は、発行会社との間での2018年9月14日付の本社債に関する財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）に従って、財務代理人兼発行・支払代理人および利率確認事務取扱者として行なう。発行会社は財務代理人と別途合意する当初の財務代理人手数料および期中の財務代理人手数料を支払う。

- 中略 -

## 利息支払の方法

< 第1回期限前償還条項付円貨社債 >

### (1) 固定利息

本社債は、2018年9月26日（同日を含む。）から2023年9月25日（同日を含む。）（以下「固定・変動利率移行および任意額面償還日」という。）までの期間年1.232%の利率による固定利息（以下「固定利息」という。）を付し、（2019年3月25日を初回とし、以後）毎年2回3月25日および9月25日に、各々その日（同日を含む。）までの半年分を日本円で後払いする。ただし、本社債の利息の支払期日が東京営業日（以下に定義する。）でない場合は、本社債権者は、翌東京営業日までかかる金額の支払いを受ける権利を有さず、また、かかる支払いの繰延べに関して追加の利息その他の支払いを受ける権利を有さない。本社債の固定利息の金額につき半年に満たない期間について計算する必要があるときは、1年を365日として実日数により日割計算する。

### (2) 変動利息

（ ）本社債の変動利息（以下「変動利息」という。）は、2023年9月26日（同日を含む。）から2024年9月25日（同日を含む。）までこれを付し、2024年3月25日および2024年9月25日の2回、各々その日（同日を含む。）までの変動利息期間（以下に定義する。）について日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日でない場合は、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げ、これにより翌東京営業日が翌暦月に到来する場合は、これを直前の東京営業日に繰上げる。利息は、本ただし書により修正された支払期日（同日を含む。）までの変動利息期間について支払われるものとする。いずれかの変動利息期間の一部について支払われるべき利息は、1年360日の日割計算により、当該部分の実日数について支払われるものとする。上記の変動利息の各利払日を、以下「変動利払日」という。

「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、

（ a ）「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

（ b ）「変動利息期間」とは、2023年9月26日（同日を含む。）から第1回目の変動利払日（同日を含む。）までの期間および連続する変動利払日（同日を含まない。）からその次回の変動利払日（同日を含む。）までの期間をいう。

（ ）本社債には、2023年9月26日（同日を含む。）から2024年9月25日（同日を含む。）まで、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

（ a ）利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その初日の2 ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているICE Benchmark Administration Limited（または下記レートの管理を承継するその他の者）が管理するロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レート（必要な場合は、

小数点第5位以下を四捨五入して第4位まで求める。) (以下「LIBOR」という。)を確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率1.05% (以下「マージン」という。)を加算した率とする。

- 中略 -

- (3) 本社債の利息は、償還期日(同日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社は未払いの元金に対し、償還期日(同日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(同日を含む。)までの期間中の実日数につき、(固定・変動利率移行および任意額面償還日以前は)年率1.232%により1年を365日とした実日数による日割計算、および(固定・変動利率移行および任意額面償還日より後は)変動利払日が当該日後も継続して到来するものとみなして本「利息支払の方法 - (2)」を適用して決定される利率により1年を360日とした実日数による日割計算による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、支払代理人としての資格における財務代理人が、自己が発行会社から受領した本社債の全額償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している、関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が、下記、摘要4「元金金の支払 - (2)」に基づき最終の公告を行った日以後14日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を本「利息支払の方法 - (2) ( )」の規定に従って書面で通知する。各関連日後5東京営業日以内に、財務代理人は、かかる利率をその本店において、通常の営業時間中に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

#### < 第2回期限前償還条項付円貨社債 >

##### (1) 固定利息

本社債は、2018年9月26日(同日を含む。)から2027年9月25日(同日を含む。)(以下「固定・変動利率移行および任意額面償還日」という。)までの期間年1.635%の利率による固定利息(以下「固定利息」という。)を付し、(2019年3月25日を初回とし、以後)毎年2回3月25日および9月25日に、各々その日(同日を含む。)までの半年分を日本円で後払いする。ただし、本社債の利息の支払期日が東京営業日(以下に定義する。)でない場合は、本社債権者は、翌東京営業日までかかる金額の支払いを受ける権利を有さず、また、かかる支払いの繰延べに関して追加の利息その他の支払いを受ける権利を有さない。本社債の固定利息の金額につき半年に満たない期間について計算する必要があるときは、1年を365日として実日数により日割計算する。

##### (2) 変動利息

( ) 本社債の変動利息(以下「変動利息」という。)は、2027年9月26日(同日を含む。)から2028年9月25日(同日を含む。)までこれを付し、2028年3月25日および2028年9月25日の2回、各々その日(同日を含む。)までの変動利息期間(以下に定義する。)について日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日でない場合は、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げ、これにより翌東京営業日が翌暦月に到来する場合は、これを直前の東京営業日に繰上げる。利息は、本ただし書により修正された支払期日(同日を含む。)までの変動利息期間について支払われるものとする。いずれかの変動利息期間の一部について支払われるべき利息は、1年360日の日割計算により、当該部分の実日数について支払われるものとする。上記の変動利息の各利払日を、以下「変動利払日」という。

「1 社債(短期社債を除く。)の募集」において、



- ( a ) 「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。
- ( b ) 「変動利息期間」とは、2027年9月26日（同日を含む。）から第1回目の変動利払日（同日を含む。）までの期間および連続する変動利払日（同日を含まない。）からその次回の変動利払日（同日を含む。）までの期間をいう。
- ( ) 本社債には、2027年9月26日（同日を含む。）から2028年9月25日（同日を含む。）まで、下記の規定によりその時々々に決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- ( a ) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その初日の2 ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているICE Benchmark Administration Limited（または下記レートの管理を承継するその他の者）が管理するロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオファード・レート（必要な場合は、小数点第5位以下を四捨五入して第4位まで求める。）（以下「LIBOR」という。）を確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率1.30%（以下「マージン」という。）を加算した率とする。

- 中略 -

- (3) 本社債の利息は、償還期日（同日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社は未払いの元金に対し、償還期日（同日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間中の実日数につき、（固定・変動利率移行および任意額面償還日以前は）年率1.635%により1年を365日とした実日数による日割計算、および（固定・変動利率移行および任意額面償還日より後は）変動利払日が当該日後も継続して到来するものとみなして本「利息支払の方法 - (2)」を適用して決定される利率により1年を360日とした実日数による日割計算による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、支払代理人としての資格における財務代理人が、自己が発行会社から受領した本社債の全額償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している、関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとはかかる期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が、下記、摘要4「元利金の支払 - (2)」に基づき最終の公告を行った日以後14日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を本「利息支払の方法 - (2) ( )」の規定に従って書面で通知する。各関連日後5東京営業日以内に、財務代理人は、かかる利率をその本店において、通常の営業時間中に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

## 償還の方法

### < 第1回期限前償還条項付円貨社債 >

#### (1) 満期償還

本社債は、本「償還の方法 - (2)」、本「償還の方法 - (3)」、本「償還の方法 - (4)」または本「償還の方法 - (7)」に従いそれまでに償還または買入消却されない限り、2024年9月25日にその各社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合は、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げ、これにより当該翌東京営業日が翌暦月に到来する場合には、これを直前の東京営業日に繰上げる。利息は、本ただし書により修正された支払期日（同日を含む。）までの変動利息期間について支払われるものとする。

- 中略 -

< 第2回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、本「償還の方法 - (2)」、本「償還の方法 - (3)」、本「償還の方法 - (4)」または本「償還の方法 - (7)」に従いそれまでに償還または買入消却されない限り、2028年9月25日にその各社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合は、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げ、これにより当該翌東京営業日が翌暦月に到来する場合には、これを直前の東京営業日に繰上げる。利息は、本ただし書により修正された支払期日（同日を含む。）までの変動利息期間について支払われるものとする。

- 中略 -

摘 要

- 中略 -

2 信用格付

(1) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）から2018年9月14日にA-の格付を取得している。

- 中略 -

(2) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）から2018年9月14日にBaa3の格付を、S&Pグローバル・レーティング（S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド英国支店を通して行為する。）（以下「S&P」という。）から2018年9月13日にBBBの格付を、およびフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）から2018年9月13日にAの格付を取得している（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）。

- 中略 -

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
147,600,000,000円（注）	455,625,000円（注）	147,144,375,000円（注）

（注） 第1回期限前償還条項付円貨社債および第2回期限前償還条項付円貨社債の合計金額である。

- 後略 -

## 第2【売出要項】

該当なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし

## 第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称および本社債の名称ならびに以下の文章が記載される。

「本書および本社債に関する2018年9月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では平成30年9月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2017年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）  
2018年4月27日関東財務局長に提出

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2018年度中（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）  
2018年9月4日関東財務局長に提出

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記4に掲げた外国会社報告書及びその補足書類（2018年4月27日提出）の訂正報告書）  
を2018年9月4日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

#### 1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類の「事業等のリスク」に記載された事項について、外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2018年9月14日）まで、重要な変更その他の重要な事由は発生していない。

#### 2 将来に関する事項について

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（2018年9月14日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

- 3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項  
の日本語による翻訳文

- 後略 -

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。